

各務原市における環境に配慮した建設工事の推進に関する要綱

(平成20年3月28日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に関し、環境に配慮した施工方法の実施、建設廃棄物の削減及び再生材等の利用を促進し、建設工事に係る環境負荷を低減するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる建設工事)

第2条 この要綱の対象となる建設工事は、市が発注する全ての建設工事とする。

(環境に配慮した建設工事の指導等)

第3条 市は、建設工事を発注するときは、当該建設工事が、環境に配慮した建設工事になるように努めるとともに、市が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「受注者」という。）に対し、建設工事の施工にあたり、環境に配慮した建設工事に努めるよう指導しなければならない。

2 受注者は、市からの指導に基づき環境に配慮した建設工事に努めなければならない。

(環境に配慮した建設工事)

第4条 環境に配慮した建設工事とは、環境に関する法令等を厳守するとともに、次に掲げる事項に配慮する建設工事をいう。

(1) 環境汚染物質の排出抑制

- ア 排出ガス対策型又は低騒音・低振動型の工事作業用の建設機械（車両、重機等をいう。以下「建設機械」という。）の採用
- イ 建設機械の不要なアイドリング、空ぶかし、急発進等の防止
- ウ 粉塵の発生抑制のための散水等の実施
- エ 土砂、汚泥の流出防止のための沈砂池の設置等
- オ 自然環境保全や周辺環境維持のための緑地保護

(2) 建設資材等の使用

- ア グリーン購入対象の建設資材の使用
- イ 再生資材の積極的活用

(3) 建設廃棄物等の排出抑制

- ア 建設廃棄物及び工事残土の発生が少ない工法の採用
- イ 建設廃棄物の分別の徹底及び再利用の実施

(4) 建設廃棄物等の適正処理

ア 前号イの実施にかかわらず、なお、建設廃棄物の排出があるときは、産業廃棄物管理票（マニフェスト）による適正な処理の実施

イ 工事残土が当該建設工事現場内で処理することができないときは、他の建設工事現場への利用

（報告書の提出）

第5条 受注者は、市が環境に配慮した建設工事の推進状況を確認するため、当該建設工事が終了したときは、公共工事に係る環境配慮実施状況報告書（別記様式。以下「報告書」という。）を市に提出しなければならない。

（報告書の保管）

第6条 市は、受注者から報告書の提出を受けたときは、環境に配慮した事項を確認し、当該報告書を保管する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。